

(別添) 医療計画において定める数値目標

目標項目	数値目標	目標時期	(参考) 関連する計画
精神病床における急性期（3ヶ月未満）入院需要（患者数）	算定式 ¹ に基づき算出	令和2年度末 令和5年度末	
精神病床における回復期（3ヶ月以上1年未満）入院需要（患者数）	算定式 ¹ に基づき算出	令和2年度末 令和5年度末	
精神病床における慢性期（1年以上）入院需要（患者数）	算定式 ¹ に基づき算出	令和2年度末 令和5年度末	障害福祉計画
精神病床における慢性期入院需要（65歳以上患者数）	算定式 ^{1,2} に基づき算出	令和2年度末 令和5年度末	障害福祉計画
精神病床における慢性期入院需要（65歳未満患者数）	算定式 ^{1,3} に基づき算出	令和2年度末 令和5年度末	障害福祉計画
精神病床における入院需要（患者数）	算定式 ¹ に基づき算出	令和2年度末 令和5年度末	
地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）	算定式 ⁴ に基づき算出	令和2年度末 令和5年度末	障害福祉計画 介護保険事業（支援）計画
地域移行に伴う基盤整備量（65歳以上利用者数）	算定式 ⁴ に基づき算出	令和2年度末 令和5年度末	障害福祉計画 介護保険事業（支援）計画
地域移行に伴う基盤整備量（65歳未満利用者数）	算定式 ⁴ に基づき算出	令和2年度末 令和5年度末	障害福祉計画 介護保険事業（支援）計画
精神病床における入院後3か月時点の退院率	69%以上を基本とする	令和2年度末	障害福祉計画
精神病床における入院後6か月時点の退院率	84%以上を基本とする	令和5年度末	障害福祉計画
精神病床における入院後1年時点の退院率	90%以上を基本とする	令和2年度末	障害福祉計画

1 精神病床に係る基準病床数の算定式（医療法施行規則第30条の30第2項）

2 地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制に係る基盤整備量の算定式（障害者総合支援法第87条第1項及び児童福祉法第33条の19第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基本的な指針 別表第4の1）

3 地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制に係る基盤整備量の算定式（障害者総合支援法第87条第1項及び児童福祉法第33条の19第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基本的な指針 別表第4の2）

4 地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制に係る基盤整備量の算定式（障害者総合支援法第87条第1項及び児童福祉法第33条の19第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基本的な指針 別表第4の3）